公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁  教育振興室  　　保健体育課 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。  施設名：大阪府立漕艇センター   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 3.31㎡ | モバイルＷｉＭＡＸ  サービスの為の基地局一式 | 30,020円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 21.42㎡ | ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式 | 193,960円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 土地 | 0.09㎡ | ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式 | 1,500円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 自動販売機１台 | 自動販売機の設置 | 360,720円 | H31.４.１～R２.３.31 |   ※　本件、全て公有財産台帳では許可期間が、「H30.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。  施設名：大阪府立体育会館   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 自動販売機６台 | 自動販売機の設置 | 3,299,940円 | （注１）  H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 自動販売機２台 | 自動販売機の設置 | 2,299,960円 | （注２）  H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 無線機、モデム等（32.97㎡） | 携帯電話基地局 | 739,690円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 34.01㎡ | 売店営業 | 1,307,880円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 16.06㎡ | 事務室 | 360,280円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 45.04㎡ | 事務室 | 1,010,440円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 44.06㎡ | ＥＳＣＯ事業用  機器設置 | 494,200円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 64.97㎡ | 事務室 | 1,457,460円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 自動販売機１台 | 自動販売機の設置 | 68,680円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 無線機器、屋内アンテナ、電力ケーブル等（12.64㎡） | 携帯電話基地局 | 283,710円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 39.21㎡ | 事務室 | 879,550円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 無線機器アンテナ等  （83.05㎡） | 携帯電話基地局 | 1,863,000円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | テレビ中継に伴う映像伝送機器一式（1.12㎡） | テレビ中継に伴う  映像伝送 | 25,270円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 自動販売機５台 | 自動販売機の設置 | 3,548,880円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 貸ロッカー３台（1.56㎡） | 貸ロッカー | 35,100円 | H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 無線機器、屋内アンテナ、電力ケーブル等（12.66㎡） | 携帯電話基地局 | 284,140円 | H31.４.１～R２.３.31 |   ※（注１～２）は公有財産台帳に登録記録が全くなかった。  （注１～２）以外は、公有財産台帳では許可期間が、「H30.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可又は貸付状況）  第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 未登載の事案について公有財産台帳に登載を行った。  また、「大阪府公有財産台帳等処理要領」及び「公有財産台帳等管理システム　操作マニュアル」を用いて、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を実施し、周知徹底を行った。  今後は、使用許可を行ったものについては、許可事務処理と同時に公有財産台帳に登載することとし、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁  文化財保護課 | １　行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。  施設名：大阪府立近つ飛鳥風土記の丘   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 送電線線下敷2,982.02㎡ | 送電線 線下敷 | 43,700円 | （注１）  H31.４.１～R２.３.31 | | 土地 | 0.07㎡ | 標識 | 免除 | （注２）  H29.４.１～R４.３.31 |   ※（注１）公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。  ※（注２）公有財産台帳では許可期間が、「H24.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。  施設名：史跡伝王仁墓土地   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | ガス管３本（34～89m/m）延べ47.4ｍ | 地下埋設管  （ガス管３本） | 3,840円 | （注１）  H30.４.１～R５.３.31 | | 土地 | 0.0636㎡ | 案内板設置 | 免除 | （注１）  H31.４.１～R２.３.31 |   ※（注１）公有財産台帳では許可期間が、「H25.４.１～H30.３.31」のまま放置されていた。  ※（注２）公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。  施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 第１種  電柱１本 | 電柱の設置 | 1,700円 | （注１）  H30.４.１～R５.３.31 | | 土地 | 0.46㎡ | 歩道・擁壁 | 免除 | （注２）  H29.４.１～R４.３.31 |   ※（注１）公有財産台帳では許可期間が、「H25.４.１～H30.３.31」のまま放置されていた。  ※（注２）公有財産台帳に登録記録が全くなかった。  （使用許可又は貸付状況）  第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  施設名：大阪府立弥生文化博物館   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 公衆電話（卓上型）１台 | 公衆電話設置 | 3,990円 | （注１）  H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 自動販売機１台 | 自動販売機設置 | 18,680円 | （注２）  H31.４.１～R２.３.31 | | 土地 | 0.3225㎡ | 案内板設置 | 免除 | （注３）  H31.４.１～R２.３.31 | | 土地 | 0.18㎡ | バス停留所表示用  看板１基 | 600円 | （注４）  H31.４.１～R２.３.31 | | 土地 | 第１種  本柱１本  支線１本 | 電柱の設置 | 3,400円 | （注５）  H30.４.１～R５.３.31 | | 土地 | 電話柱２本 | 電話柱の設置 | 3,000円 | （注６）  H30.４.１～R５.３.31 |   ※（注１～４）公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。  ※（注５～６）公有財産台帳では許可期間が、「H25.４.１～H30.３.31」のまま放置されていた。  施設名：大阪府立近つ飛鳥博物館   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 公衆電話（卓上型）１台 | 公衆電話設置 | 3,990円 | （注１）  H31.４.１～R２.３.31 | | 建物 | 16.76㎡ | 飲食物類の販売 | 121,500円 | （注２）  H31.４.１～R２.３.31 |   ※（注１～２）公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。  施設名：御勝山古墳   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 5,252.89㎡ | 御勝山公園 | 免除 | H31.４.１～R２.３.31 |   ※　公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。  施設名：史跡舎密局跡   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 75.29㎡ | 道路敷地 | 免除 | H31.４.１～R６.３.31 |   ※　公有財産台帳では許可期間が、「H26.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。  ２　借用財産について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。  施設名：鶴田池東遺跡瓦窯収蔵庫   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間  借用料 | 借用期間 | | 土地 | 堺市西区菱木３丁地内 | 106.8㎡ | 収蔵庫  （鶴田池東遺跡  瓦窯） | 免除 | H29.４.１  ～  R４.３.31 |   ※　公有財産台帳では借用期間が、「H24.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。  施設名：岸和田収蔵庫   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間  借用料 | 借用期間 | | 土地 | 岸和田市磯上町１丁目46-2 | 1,626.45㎡ | 高架下  物件設置 | 免除 | H30.４.１  ～  R５.３.31 |   ※　公有財産台帳に登録記録が全くなかった。  施設名：大阪府北部地域埋蔵文化財遺物収   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間  借用料 | 借用期間 | | 土地 | 摂津市鳥飼中１丁目38 | 0.1ｍ未満　84ｍ | 水道管設置 | 免除 | （注１）  H31.４.1  ～  R６.３.31 | | 土地 | 摂津市鳥飼中１丁目38  （鳥飼仁和寺大橋高架下） | 1,053.25㎡ | 高架下  物件設置 | 免除 | （注２）  H30.４.1  ～  R５.３.31 |   ※（注1）公有財産台帳では借用期間が、「H26.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。  ※（注２）公有財産台帳では借用期間が、「H25.４.１～H30.３.31」のまま放置されていた。  施設名：史跡伝王仁墓土地   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間  借用料 | 借用期間 | | 土地 | 枚方市藤阪東町２ | １本 | 路側標識設置 | 免除 | H29.４.１  ～  R４.３.31 |   ※　公有財産台帳では借用期間が、「H24.８.21～H29.３.31」のまま放置されていた。  施設名：史跡舎蜜局跡   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間  借用料 | 借用期間 | | 土地 | 大阪市中央区大手前３-１先 | １基 | 顕彰碑・記念碑　史跡・舎密局跡標柱 | 免除 | H31.４.１  ～  R６.３.31 |   ※　公有財産台帳では借用期間が、「H26.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。  ３　府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に登録されていなかった。また、当該貸付契約書の貸付数量に誤りがあった。  　施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 貸付数量 | 使用目的 | 貸付目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 | | 土地 | 誤）4,571.13㎡  正）4,572.13㎡  使用権割合  770㎡／3,400㎡ | 非営利 | 事務所 | （注１）2,682,100円 | H30.４.１  ～  R５.３.31 |   ※（注１）年間貸付料は平成30年度分（H30.４.１～H31.３.31）を記載している。  　　令和元年度分は公有財産台帳（土地）の価額改定に伴い貸付料も改定されている。  　（令和元年度年間貸付料2,679,400円） | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  (貸付状況の確認)  第39条　部局長等は、その所管  する普通財産の貸付けの内容  について、知事が別に定める  ところにより公有財産台帳に  登載し、毎年一回、その貸付  けに係る普通財産の使用の状  況を実地について調査し、確  認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 | 是正を求められた事項について、公有財産台帳への登録及び更新登録を行った。また、貸付契約書の貸付数量の誤りについては、正しい数量で契約変更を行った。  今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 港高等学校 | 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 使用目的 | 使用料 | 許可期間 | | 工作物 | 0.67㎡ | 災害時避難所表示板・津波避難施設表示板（正門扉） | 免除 | 平30.４.１～  令５.３.31 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産規則】  （使用状況の確認）  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | | 本件について、公有財産台帳に登録をした。  　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月27日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 山本高等学校 | 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 借用料  （年額） | 借用期間 | | 土地 | 八尾市山本町北２丁目１番 | 3,335㎡ | 学校運動用地 | 3,000,000円 | 平30.４.１  ～平31.３.31 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。    【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  　第３節　借用  　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  　　借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。 | 是正を求められた事項について、公有財産台帳に借用登録を行った。  　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

　　　　　　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月24日）